

クーリング・オフで契約の解除ができない！？

同じ訪問でも、消費者が商品やサービスを購入する訪問販売の場合は消費者を保護する特定商取引法が適用になりますが、消費者が買い取ってもらう訪問買い取りの場合、特定商取引法の規制が及ばず、クーリング・オフを主張して契約を解除することができません。

ただし、買い取りサービスの契約は消費者契約であり、消費者が業者に帰ってほしいと意思表示をしても帰らず、困惑して契約した場合には、消費者契約法により契約の取り消しを主張できる可能性があります。

貴金属の買い取りには「古物営業法」に基づく届け出が必要

古物とは、一度使用された物品や新品でも使用のために取り引きされた物品、及びこれらの物に本来の用途・目的に変更を加えないような修理・加工をした物品をいい、訪問買い取りで取引される貴金属は古物に当たります。

古物には偽品等の混入のおそれがあるため、売買を行うには古物営業法に基づき、営業所が所在する都道府県の公安委員会ごとに許可を受ける必要があります。古物商が訪問買い取りをする場合、この「古物商許可証」を携帯する必要があります。また、従業員等が訪問買い取りをする場合は「行商従事者証」の携帯が必要です。

消費者へのアドバイス

●相手がどのような業者か確認をする

契約前に、業者の住所や電話番号を確認するのはもちろんのこと、「古物商許可証」や「行商従事者証」の提示を求めて内容を確認し、書き留めておきましょう。このような求めに応じようとしない業者とは契約をしないことが大切です。

● 買い取ってもらうつもりがないならきっぱり断る

といったん業者に引き渡した品物を取り戻すことは大変困難です。買い取ってもらうつもりがないのであれば、業者の訪問があっても玄関のドアを開けずにきっぱり断りましょう。

業者が自宅に居座ったり、貴金属を出せと強く迫るなど怖い思いをしたときは、警察を呼びましょう。

●何かあったらすぐに相談する

買い取りの内容に不安があったり、業者の対応に不審な点がある場合は、市民総合相談課（市民生活センター）にご相談ください。

消費生活相談ダイヤル 256-0800

广告

社団法人 京都犯罪被害者支援センター

犯罪などによって被害を受けた方やそのご家族、ご遺族が抱える悩みの解決や、心のケア等を支援するため電話相談、面接相談、裁判傍聴の付添いなどの活動をしています。まずはお電話ください。



相談電話 075-451-7830
0120-60-7830
月～金 13：00～18：00
(祝日・年末年始を除く)
相談は無料。秘密は守ります。

广告

